

「ビフェナゼート」「プロヘキサジオンカルシウム塩」「リムスルフロン」 「エマメクチン安息香酸塩」及び「ジルパテロール」の食品安全基本法 第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

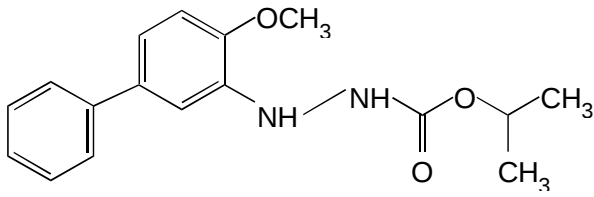
1. ビフェナゼート（農薬）
2. プロヘキサジオンカルシウム塩（農薬）
3. リムスルフロン（農薬）
4. エマメクチン安息香酸塩（農薬及び動物用医薬品）
5. ジルパテロール（動物用医薬品）

ビフェナゼート

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 1 月 11 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ビフェナゼート (Bifenazate)	
構造式		
用途	殺虫剤 (殺ダニ剤)	
作用機構	ヒドラジン骨格を有する殺虫剤 (殺ダニ剤) である。 詳細な作用機序は明らかでないが、ハダニやサビダニに対し速効的な効果を示す。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: かんきつ (ミカンサビダニ等)、りんご (ナミハダニ等)、いちご (ハダニ類) 等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	ぶどう、トマト、ラズベリー等
	諸外国	米国基準: ベリー類、ぶどう等 豪州基準: もも、ネクタリン等
		インポートトレランス要請: ラズベリー等 (国際基準、米国基準)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 16 年 10 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 17 年 1 月 6 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 17 年 10 月 21 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 12 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 10 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.01 mg/kg 体重/day	

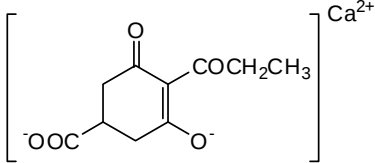
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロヘキサジオンカルシウム塩

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	プロヘキサジオンカルシウム塩 (Prohexadione-calcium)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	シクロヘキサジオン系の植物成長調整剤である。 ジベレリンの生成阻害による活性ジベレリン量の低下によるものと 考えられている。	
日本における 登録状況	登録がなされている。 適用作物: 水稻(倒伏軽減)、小麦(倒伏軽減)、いちご(徒長防止 等)等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、 海外での 評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: 仁果類、らっかせい等 カナダ 基 準: りんご、畜産物等 E U 基 準: 小麦、大麦等
食品安全委員会 での評価等	初回	

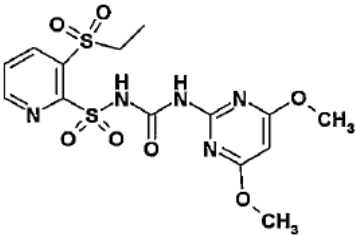
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

リムスルフロン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	リムスルフロン (Rimsulfuron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。 植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害するにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準:とうもろこし、ばれいしょ等 カナダ 基 準:ばれいしょ、トマト等
食品安全委員会での評価等	初回	

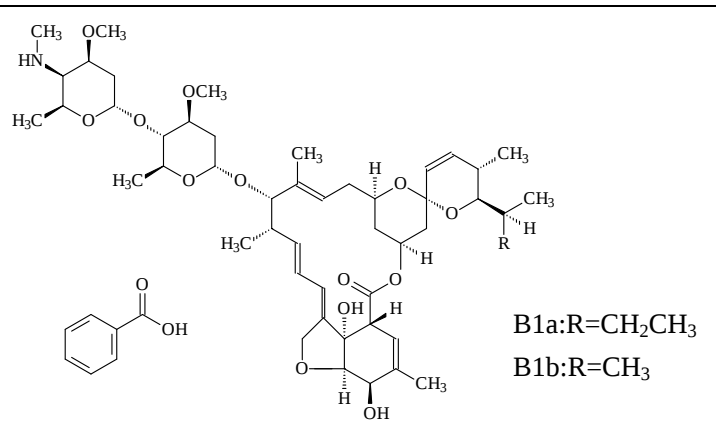
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

エマメクチン安息香酸塩

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	エマメクチン安息香酸塩 (Emamectin benzoate)	
構造式	 B1a: R=CH₂CH₃ B1b: R=CH₃	
用途	殺虫剤	
作用機構	マクロサイクリックラクトン系の殺虫剤である。 神経系の塩素イオンチャネルに働き、麻痺させることにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【農薬】登録がなされている。 適用作物: キャベツ(コナガ等)、なす(アザミウマ類等)等	
	使用方法: 散布等	
	【動物用医薬品】承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.0005 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : あぶらな科葉菜類、仁果類等 カナダ基準: 魚介類 E U 基 準 : りんご、トマト、レタス等 豪 州 基 準 : キャベツ、レタス、畜産物等 ニュージーランド基準: アボカド等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

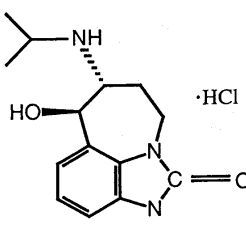
ジルパテロール

1. 今回の諮問の経緯
- ・平成 24 年 3 月 9 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく

インポートトレランス

による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジルパテロール塩酸塩 (Zilpaterol Hydrochloride)	
構造式		
用途	増体量、飼料効率、枝肉成績の改善	
作用機構	β-アドレナリン作動薬として作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準 : 牛 カナダ基準: 牛
		インポートトレランス要請: 牛 (米国基準、カナダ基準)
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【ビフェナゼート】

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ・動物代謝試験（ラット）（2001 年） | Uniroyal Chemical Co., Inc. [GLP] |
| ・植物代謝試験（とうもろこし）（2007 年） | Chemtura Corporation [GLP] |
| ・植物代謝試験（はつかだいこん）（2002 年） | Crompton Corp. [GLP] |
| ・植物代謝試験（綿）（2000 年） | Ricerca, Inc. [GLP] |
| ・動物代謝試験（泌乳ヤギ）（1999 年） | Ricerca, Inc. [GLP] |
| ・動物代謝試験（産卵鶏）（1999 年） | Ricerca, Inc. [GLP] |
| ・作物残留試験 | |